

別紙「多子世帯の支援について」

- ・多子世帯の支援を希望する場合は必ず「高等教育の修学支援新制度」に申込みしてください（すでに本制度の支援を受けている人（停止中も含む）は除きます）。扶養家族の数を確認するため、マイナンバー情報の提出は必須です。
- ・本紙とあわせて『2026年度「高等教育の修学支援新制度」による授業料等減免および日本学生支援機構給付奨学金 出願のしおり 在学定期採用（一次採用）』も熟読してください。
- ・私立大学の場合、年間の授業料減免額は最大 70 万円です。授業料が完全に無償化される制度ではありません。

「多子世帯」とは、申込者本人が生計維持者に扶養されている子どもであり、かつ以下のうちいずれか小さい方の数が3以上である世帯をいいます。

本人所得合計額が48万円以下になっていない場合は多子世帯とはなりません。

- ・生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子どもに該当する者の数※
※一次採用（春）は2024年12月31日時点
- ・生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

※2024年12月31日より後に「新たに生まれた子等」がいる場合は、学生生活課にご相談ください。
「新たに生まれた子等」の詳細は「給付奨学金案内」P.22を参照してください。

多子世帯の支援内容

- ・授業料減免（入学金・授業料）

入学金減免（2026年4月入学生のみ）	授業料減免（年間）
200,000 円	700,000 円

※家計収入が支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に該当する場合は、給付奨学金も支給されます。
いずれの支援区分にも該当しない場合は、給付奨学金の支給はありません。
詳細は「給付奨学金案内」p.15を参照してください。



家計に係る基準

収入基準：所得制限なし

資産基準：あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること

なお、「大学等への入学時期等に関する要件」「在留資格等に関する基準」「学業成績に係る基準」は高等教育の修学支援新制度と同じです。

第一種奨学金の貸与月額（併給調整）

高等教育の修学支援新制度の支援を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあります。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金が同月に採用となる場合は初回振込から併給調整がかかります。第一種奨学金が採用となった後に給付奨学金が採用となる場合は、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）を行いますが、精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分（多子世帯）	0 円	0 円
第Ⅱ区分（多子世帯）	0 円	0 円
第Ⅲ区分（多子世帯）	0 円	0 円
第Ⅳ区分（多子世帯）	0 円	0 円
多子世帯※	0 円	5,600 円

※第Ⅰ区分（多子世帯）～第Ⅳ区分（多子世帯）に該当しない者は、給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の支援により、利用可能額が調整されます。

所得にかかわらず、資産額が5,000万円以上3億円未満であることにより授業料等減免のみの支援となる者（資産要件により給付奨学金の支給が「停止中」になる者）も同様に調整されます。